

別添 1  
地域未来交付金  
デジタル実装型 TYPES  
制度概要

令和8年4月3日

内閣府 地方創生推進室  
内閣官房 地域未来戦略本部事務局  
デジタル行財政改革会議事務局

# 目次

---

1. 「地域未来交付金」の概要 (P.2)
2. デジタル実装型 TYPESの制度概要・共通要件 (P.5)
3. デジタル実装型 TYPESのスケジュール (P.16)

# 1. 「地域未来交付金」の概要



# 地域未来交付金 (内閣府地方創生推進室・地方創生推進事務局)

## 令和7年度補正予算額 1,000.0億円

### 事業概要・目的

- 地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、東京一極集中の是正や地場産業の付加価値向上、小規模自治体への徹底支援を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、大規模な地方創生策を推進する。
- 地場産業の付加価値向上など、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、計画から実施まで後押しする。
- 人口急減地域を含む小規模自治体も交付金を十分に活用できるよう、国が申請から実施まで徹底的にサポートする。

### 事業イメージ・具体例

#### ○対象事業

#### 地域未来推進型

地方の大きな伸び代と地域の特性を最大限に活かすため、地方公共団体による地域独自の取組を後押し。



スタートアップ支援拠点の整備



地場製品の販売促進



温泉施設等観光拠点の整備

#### デジタル実装型

デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援。



#### 地域防災緊急整備型

避難生活環境を抜本的に改善するため、地方公共団体の先進的な防災の取組を支援。

#### 地域産業構造転換インフラ整備推進型

半導体等の戦略分野におけるリーディングプロジェクトの産業拠点整備等に必要となる関連インフラの整備を支援。

### 資金の流れ



※地方財政措置については検討中。

※上記事業のうち、公共事業関係費予算は、各省庁への予算移替がある。

### 期待される効果

- 地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、東京一極集中の是正や地場産業の付加価値向上、小規模自治体への徹底支援を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築する。

# デジタル実装型：制度概要

目的	デジタルを活用した意欲ある地域による自主的な取組を応援するため、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた地方公共団体の取組を交付金により支援
概要	<p>デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、以下の事業の立ち上げに必要な経費を実装計画期間（交付決定日から令和9年3月31日まで）に限り支援</p> <p>【TYPEA】地域住民等がデジタルサービスを利用することで、デジタルサービスの効果をより実感できる取組を支援</p> <p>【TYPEV】デジタル公共財又は新興型デジタル公共財（※）を複数の地方公共団体で共同調達・共同利用し、社会課題の解決に活用する地方公共団体の取組を支援</p> <p>※デジタル公共財：デジタル庁が提供又は推奨するシステム又はサービス（データ連携基盤、デジタル認証アプリ、マイキープラットフォーム、公的個人認証（JPKI）、デジタル地方創生サービスカタログの掲載サービスの一部など）</p> <p>※新興型デジタル公共財：AIを高度に活用するサービスやマイナンバーカードを新しい用途で利用するシステム又はサービス、NFTなどブロックチェーン技術を用いたサービス</p> <p>【TYPES】「デジタル行財政改革」の基本的考え方に合致し、国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤への横展開につながる見込みのある先行モデル的な取組を支援</p>

共通要件	<p>① デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組む</p> <p>② コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係者と連携し、事業を実効的・継続的に推進するための体制を確立</p>
------	---

<TYPE別の内容>

**デジタル行財政改革特化型  
【TYPE S】**

**先進的デジタル公共財活用型  
【TYPE V】**

**地域住民等利用推進型  
【TYPE A】**

<対象事業（一例）>

「デジタル行財政改革」の基本的考え方に合致し、国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤への横展開につながる見込みのある先行モデル的な取組を支援

**国費：2.25億円**  
補助率：3/4  
+標準仕様策定等支援

**国費：4億円**  
補助率：2/3

**国費：1億円**  
補助率：1/2

【TYPE V】

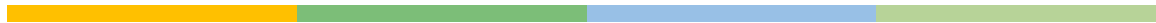
県・全25市町による「とちぎ共創プラットフォーム（仮）」による安全・安心なまちづくり（栃木県、栃木県内全25市町）

【TYPE A】

地域アプリ      オンライン診療      ドローン配送

(注) デジタル実装型においては、地方公共団体の業務効率化が主目的とみられる事業は対象外

## 2. デジタル実装型 TYPESの 制度概要・共通要件



# デジタル実装型TYPES（デジタル行財政改革特化型）概要

- 「デジタル行財政改革」の基本的考え方に合致し、**将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤や持続可能な行財政基盤につながる見込みのある地方公共団体の先導的な取組**について、プロジェクト推進に要する経費を支援。
- 具体分野及びサービスは、デジタル行財政改革会議事務局が**主な改革分野として指定する分野から、社会変革につながるような取組**を補助対象とする（※各府省における実証等の補助金がある場合は対象外）。
- 審査に関しては、デジタル行財政改革会議事務局の**各分野を所管するチームと連携し、選定予定**。執行段階においても、EBPMや利用者起点の観点から、調査・支援を実施。

## デジタル行財政改革の基本的考え方

1. 地域を支える公共サービス等に関し、システムの統一・共通化等で現場負担を減らすとともに、デジタルの力も活用してサービスの質も向上。
  2. あわせて、デジタル活用を阻害している規制・制度の徹底的な見直しを進め、社会変革を起動。
  3. EBPMの手法も活用し、KPIや政策効果の「見える化」を進め、予算事業を不断に見直し。
- これらにより、豊かな社会・経済、持続可能な行財政基盤等を確立



## <費用スキーム>

事業費上限 **3** 億円（国費上限2.25億円）

**3/4補助**

行財政改革プロジェクト推進費用

主な改革分野のうち  
計 **4** 件程度を想定

※基準を満たすものがなければ0件

委託調査費：**1** 億円程度  
+ 標準仕様策定等支援 =

最大上限  
**10** 億円程度  
のウェイトを想定  
※国費ベース

## デジタル実装型TYPES 募集プロジェクト一覧

今回TYPESにおいては、デジタル行財政改革会議事務局が定める、以下3つのプロジェクトに参画を希望する地方公共団体を募集いたします。

	分野	プロジェクト名
1	教育・子育て	学校保健のDXに向けた基盤を活用した学校・保護者及び医療機関間のデータ連携の実現
2	交通	自動運転の事業化を支援するためのデジタル基盤の構築
3	医療	「救急医療情報連携プラットフォーム」を活用したマイナ救急連携、医療者間情報連携等の実現

# デジタル実装型TYPESの要件

## 交付対象者

### 地方公共団体

都道府県、市区町村又は一部事務組合若しくは広域連合をいい、港湾法第4条第1項の規定による港務局を含む。

## 申請上限数

### 都道府県・市区町村いずれもデジタル実装型の申請上限数の枠外

## 共通要件

- ① 将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤や持続可能な行財政基盤につながる見込みのあるものとして、デジタル行財政改革会議事務局がコミットし、当該団体のフィールドを活用し、先導的な取組として後押しする価値があると判断できるもの**  
国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤の構築を持続可能な行財政基盤につなげる観点から、利便性の向上に加えて、業務効率化や財政改革の効果が見込まれること
- ② 利用者起点に加え業務効率化や財政改革の観点でKPI設定、モニタリング、効果測定を行い報告すること**  
当該事業の成果が地域の課題解決や魅力向上に資するものであることについて、事業執行の中で（課題分析、デジタル基盤等の構築、サービス提供や利用等の執行状況、事業効果の発現）計測するためのKPIを設定していること
- ③ コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係者と連携し、事業を実効的・継続的に推進するための体制が確立されているものであること**  
事業の実現に向けて、地方公共団体、民間事業者、地域の団体、国、専門家など、地域内外の関係者が参加・連携する体制を構築していること
- ④ 実装計画期間（交付決定日から令和9年3月31日まで）で実装すること**

# デジタル実装型TYPESの要件

## 交付対象事業費上限・補助率

種別	補助率	交付上限額
TYPES	3/4	1事業あたり国費2.25億円（交付対象事業費ベース3億円）

## 地方負担

- デジタル実装型の地方負担分については、地方交付税の増額交付等の中での対応となる。

## その他

- 令和8年度中に国が別途実施する「利用者起点及びEBPMに基づく公共サービスに関する調査・支援事業」において、TYPESの採択団体に対し、サービスデザイン及びEBPMの観点から標準仕様策定等の支援を行う。当該事業の実施にあたり、委託事業者及びデジタル行財政改革会議事務局と連携してプロジェクトを実施すること。

# 【関連事業】利用者起点及びEBPMに基づく公共サービスに関する調査・支援事業（委託調査費）

## 概要

- 「デジタル行財政改革」の基本的考え方に基づき、**将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤や持続可能な行財政基盤につながる見込みのある地方公共団体の先導的な取組**の推進にあたっては、**利用者起点／EBPMの考え方に沿った形で実証・検証を行う必要**。
- **TYPESの効果的な実施のため**、公共性の高い分野における基礎的な調査・分析を行いつつ、**支援対象となる各PJについて、利用者起点のサービスデザイン／EBPMの観点から、標準仕様策定等の支援を行い**、サービスの質の向上にとどまらず、業務効率化や財政改革につなげていく。

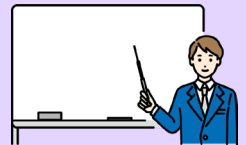
## 利用者起点のサービスデザインアプローチ

- ✓ 住民（利用者）の現状の課題整理・分析を行い、地域内でのマーケットニーズやターゲット像の深堀
  - ✓ サービスの確実な普及・定着を見据えた住民（利用者）への周知や、住民へのきめ細やかな利用サポート体制の構築に向けた検討
  - ✓ サービスの質向上や拡充に向けた、事業実施上の課題・論点整理
- ⇒ 住民に寄り添い、利用者起点での**地域の課題解決に繋がるサービスの在り方を検討**



## EBPM推進に向けた調査、標準仕様策定等支援

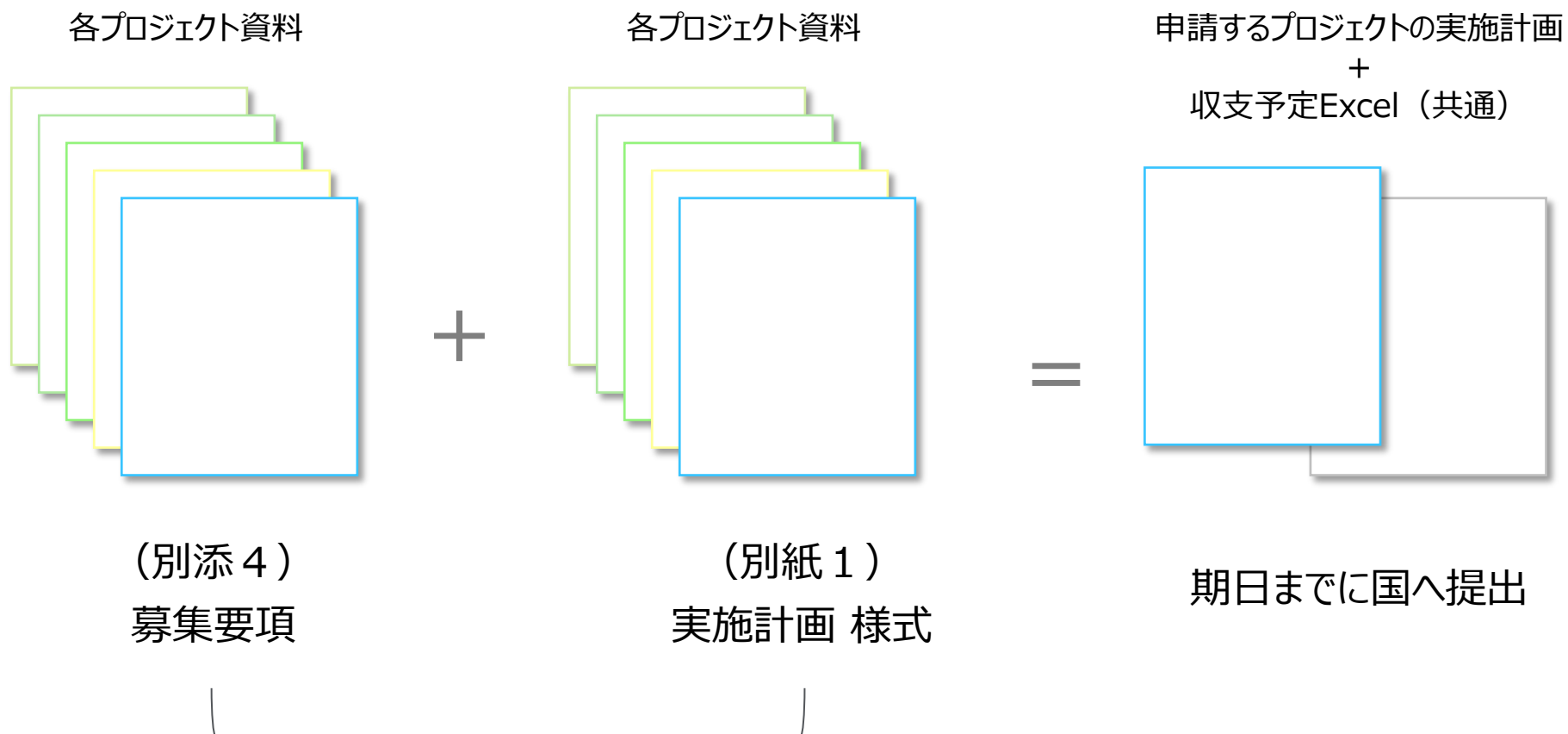
- ✓ 事業設計・執行の各段階（課題分析、デジタル基盤等の構築、サービスの利用状況、事業効果の見える化）におけるKPI群の提案
  - ✓ データソースの特定、データの収集・分析・モニタリング・効果測定を行うための仕組み構築
- ⇒ EBPMの手法に基づき、**業務効率化・財政改革につながるよう標準仕様策定等**を行い、持続可能なデジタル行財政基盤を構築



TYPESによる先導的取組を横断的かつ効果的に支援するため、医療・教育等の公益性の高い分野におけるデータ利活用・データ連携基盤構築に向けた基礎的な調査・分析等を行う。

## デジタル実装型TYPESの申請手順

TYPESは、TYPEA/Vとは異なり、各募集プロジェクトごとに要件・様式・評価基準が異なります。申請を希望する各プロジェクトの資料を熟読したうえで、実施計画等を作成願います。なお、交付決定のスケジュールがTYPEA/Vとは異なりますのでご注意ください。また、TYPESは事務局に加え、有識者による審査も行います。



各プロジェクトによって要件や様式項目が異なりますので対応するものをご確認ください

# デジタル実装型TYPES（対象経費）

## 対象経費

- デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する事業の立ち上げに要する経費を単年度に限り支援。
- 事業遂行に必要な、設備・システム導入費、施設改修費などのハード経費、人件費、サービス利用費、外注費などのソフト経費のいずれも支援対象とし、総事業費に対するハード経費割合の制限は設けない。
- サービス実装に向けたシステム構築費等に止まらず、普及・定着に向けた周知広報や、改善に向けた調査等も対象。

## 経費の具体例

- 事業の計画・戦略立案・計画修正等の経費
- サービス実装に係る付随費用（例：マーケティング調査、サービス普及・定着・改善をはかるために要する人件費等）
- 事業のプロジェクトマネジメントに係る経費
- 外部人材招聘経費（デジタル専門人材、中核的経営人材等への委嘱費用等）、その他人材確保等関係経費（人材マッチング等）
- 事業評価（KPI取得に係るアンケート調査等）に要する経費
- 事業遂行に必要となる設備・備品の整備に関する経費
- 広報・プロモーション経費（サービスの体験イベント等の開催、チラシ等販促物の作成等）
- 複数年契約に基づく経費（交付金事業の実装計画期間（交付決定日から令和9年3月31日）内に地方公共団体自身において成果を確認のうえ、完了したことを客観的な根拠に基づいて説明可能であり、実装計画期間及び運営計画期間のものに限る。交付金事業の実装計画期間内に完了確認の根拠を示せない経費については対象経費に含めることはできない）

# デジタル実装型TYPES（対象経費）

## 対象外経費

- 本交付金は、地域の個性を活かしたサービスを地域や暮らしに実装する事業を支援するものであり、実装を伴わない実証や調査のみ止まる事業の経費は対象外である。
- 本交付金は、サービス実装の立ち上げに係る費用を単年度に限って支援するものであり、実装後のランニングコストは地方公共団体自身で確保することが前提（例外については「対象経費」を参照）。
- サービス実装を伴わない事業（例：Wi-Fi等のインフラ整備、人材育成、コンテンツ・特産品開発のみ）は交付対象外。
- また、以下の経費についても、原則として支援の対象外とする。

## 対象外経費の具体例

- 人件費（地方公共団体の職員の人件費）
- 職員旅費（トップセールスに伴う随行旅費は除く）
- 従前から実施してきているイベントや地方都市において持ち回りで実施している会議等
- 特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの
- 施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの
- 貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）、基金積立金
- 国の補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費（なお、国による他の補助金等の対象となる可能性のある事業については、国による当該補助金等の利用を優先すること）
- 地域おこし協力隊員の人件費など、財政上の支援をうけている経費
- 用地取得（区分所有権の取得を含む）や造成に要する経費

## 過去の会計検査院決算検査報告において報告された事案

QA等にも記載しているとおり、以下の例は**対象外経費**となりますので注意願います。  
なお、当該事象は**過去の会計検査院による決算検査報告において不当事項として報告されています**。  
申請にあたっては対象外経費が含まれないよう、十分注意してください。

### 対象外となる例①

#### ➤ ランニングコストを実施計画期間を超えて計上しているケース

実装後のランニングコストは地方公共団体自身で確保することが前提ですが、事業の立上げに掛かる費用として単年度に支出するもので、かつ交付金事業の実装計画期間内に地方公共団体自身において成果を確認のうえ、完了したことを客観的な根拠に基づいて説明可能な場合には、実装計画期間を含めて令和10年度末までの経費に限って対象経費に含めることが可能としています。

万が一、5年間の保守パック等を契約し、当該経費を交付対象として計上している場合は、実施計画期間を超過する部分（4年目、5年目）は精算対象外となります。

### 対象外となる例②

#### ➤ 交付決定前に事業に着手しているケース

本交付金は、交付決定日より前の事前着手は認められません。また、交付対象事業について交付決定日より前に、支出負担行為にあたる契約の締結を行うことはできません。

交付決定日より前に契約を行っている事業は、たとえ交付決定日以降の経費を計上した場合であっても、当該契約において行う事業ごと精算対象外となります。

## 過去の会計検査院決算検査報告において報告された事案

本交付金においては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条および交付要綱 第13条により、実績報告を提出いただくこととなっています。

実績報告では、交付金事業の実装計画期間内（交付決定日から翌年の3月31日）に成果を確認し完了した事業に係る経費を報告いただくことが前提となっていますが、一部の地方公共団体で実装計画期間内に完了の確認ができていないにもかかわらず事業にかかる経費として報告されているケースがある旨、会計検査院より指摘を受けています。実績報告においては、必ず**事業の完了を確認**の上、報告してください。

複数年度にわたるランニングコストを初年度に一括して費用計上している場合においても、同様に実装計画期間内に成果を確認のうえ、完了したことを客観的な根拠に基づいて説明できない経費については交付対象経費として計上できませんので、改めて地方公共団体内での取り扱い等をご確認いただき、今後説明を求められた際には**明確な根拠**を示せるようご準備をお願いします。

**申請に当たっては、完了確認の根拠を示せない経費について対象経費に含めることのないようにしてください。**

**※代金の前払をもって事業の完了とみなすことはできず、実績報告書に記載すべき交付金事業の成果は、具体的に給付を受けた役務の提供、サービスの提供等の内容について履行完了の確認ができた分までとなります。**

### 【参考】

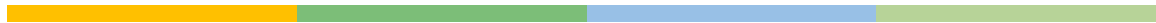
#### ■ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (実績報告)

第14条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

#### ■ 地方自治法 (契約の履行の確保)

第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

### 3. デジタル実装型 TYPESの スケジュール



## デジタル実装型TYPESのスケジュール

TYPESは以下のスケジュールにて申請を受け付けます。なお、TYPESは事務局に加え、有識者による審査も行います。各期限においては必ず確認の上、余裕を持った提出に御協力願います。

項目		TYPES
自治体向け説明会		4月7日（火）
事前相談	開始日	4月13日（月）
	締切日	4月17日（金） 13時
実施計画	開始日	4月27日（月）
	締切日	<b><u>5月1日（金） 13時</u></b>
審査期間		5月中下旬
交付決定		6月下旬

**<地域未来交付金 デジタル実装型 制度全般>**

内閣府 地方創生推進室／内閣官房 地域未来戦略本部事務局

担当：山内、角田、森川、赤田、富永、滝野、城地（担当参事官：藤井 信英）

電話：03-6257-3889 Eメール：[digitaldenen-kofukin.f7k@cao.go.jp](mailto:digitaldenen-kofukin.f7k@cao.go.jp)

**<地域未来交付金 デジタル実装型 TYPES>**

内閣官房 デジタル行財政改革会議事務局

担当：田中、外園（担当参事官：原田 佳典）

Eメール：[types.h8m@cas.go.jp](mailto:types.h8m@cas.go.jp)

※情報、回答の統一的整理のため、原則メールでの問い合わせをお願いします。